# □□□□湯河原町消防本部からのお知

□問い合わせ 湯河原町消防本部警防課予防係 **☎**60・0177

### 

湯河原町火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。 住宅用火災警報器は、火災の早期発見に大変有効です。まだ設置していない家庭は、早急に設置 し、大切な家族を火災から守りましょう。

#### 設置する場所

煙感知式の住宅用火災警報器をすべての寝室と 階段の上部(2階以上に寝室として使用する部屋 がある場合)に取り付けます。アパートや職員寮 などの共同住宅で、ご自身で設置してよいかわか らない場合は建物の所有者などに相談しましょう。 また、台所や居室への設置義務はありませんが、 設置するとより安全です。



#### | どこで販売しているの?|

ホームセンター、防災用品店、電気店、家電量販店などで販売しています。また警報器のリース をする業者もあります。

#### 悪質訪問販売に注意!

町職員、消防職団員が訪問販売することはありません。 また、消防本部が特定の業者に販売を委託することはありません。

#### 電池切れに注意!

住宅用火災警報器に内蔵されている電池の寿命は約10年と言われています。設置している住宅用 火災警報器が、火災ではない時に鳴動したりランプが点滅した場合には、電池の容量が少なくなっ ているサインかもしれませんので定期的に点検しましょう。

#### |設置・交換を支援します!|

住宅用火災警報器は、寝室などの天井や壁面に、ビスなどで簡単に取り付けできます。ご自身で 設置・交換ができない場合は消防職員が取り付けの支援をしますので、お気軽にご相談ください!

### 秋の火災予防運動 11月9日休~15日休

「火を謂して 不安を謂して つ体《泉寒』

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
  - ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
  - ③こんろを使うときは火のそばを離れない
  - ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

## 6 つの

**(1)** 

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロな どは安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を 定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、 寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを 設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と 避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、 地域ぐるみの防火対策を行う

### 11月9日は119番の目

#### 119番通報の際は、次のことを知らせましょう。

- ①「救急」か「火災」かの区別
- ②来て欲しい場所の住所と名前(家や店など) または、目標となるもの
- ③どうしたのか
- ④通報者の名前、電話番号

音声での緊急通報が困難な人は、スマート フォンなどから直接通報できる「Net 119 緊急 通報サービス」が利用できます。

利用には登録が必要ですので、詳しくは湯河 原町消防本部までお越しください。



□問い合わせ 湯河原町消防本部 ☎60・0119